

北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局整備部設計課長

ファームポンドにおける耐震設計について

平成 27 年 5 月に制定された土地改良事業設計指針「耐震設計」（以下「耐震設計指針」という。）は、従来の設計地震動（レベル 1 地震動）よりも規模の大きな地震動（レベル 2 地震動）を考慮した耐震設計の検証が進んだことを踏まえ、平成 16 年 3 月に制定された「土地改良施設耐震設計の手引き」を基として、①レベル 2 地震動を含む耐震設計に関する一般的事項、②各施設で適用すべき基本条件（設計水平震度、耐震計算法）、③耐震対策の事例や平行して検討された土地改良事業設計指針「ため池整備」の改定内容等、最近の知見を反映させ、設計の一層の充実を図ったものである。

土地改良事業設計指針「ファームポンド」（以下「ファームポンド指針」という。）で示している耐震設計の考え方が耐震設計指針等の考え方と整合していないことを踏まえ、会計検査院からは、耐震設計の考え方が整合していない状況を解消するための措置を講ずるとともに、平成 27 年度以降に造成した施設のうち耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがある施設について所要の措置を講ずるよう、指摘を受けたところである。

このため、下記の措置を講ずることとするので、参考を送付する。

記

- 1 ファームポンドの耐震設計における適切な運用を図る観点から、耐震設計については耐震設計指針に基づき行うこと。なお、ファームポンド指針については改定の予定である。
- 2 平成 27 年度以降に造成した施設のうち耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがある施設については、①耐震診断や耐震改修の可否を直ちに検討し、②耐震診断や耐震改修の実施が困難な場合、以下により施設の点検を適切に行うこと。

- | | |
|----------|---|
| (1) 点検頻度 | 定期点検及び震度 5 弱以上の地震発生後 |
| (2) 点検内容 | 本体（RC、PC 造）：ひび割れ（漏水）、変位、変形、
剥離、変色、
屋根（SS、SUS 等）※：破損及び取付状態 |
| | ※コンクリート製屋根の場合は本体の点検項目に準拠 |